

令和3年度 「西谷地区センター」 収支予算書
(R3. 4. 1~R4. 3. 31)

収入の部

(税込、単位：円)

科目	当初予算額 (A)	補正額 (B)	予算現額 (C=A+B)	決算額 (D)	差引 (C-D)	説明
指定管理料	33,264,000		33,264,000		33,264,000	横浜市より
利用料金収入	2,846,000		2,846,000		2,846,000	
自主事業（指定管理料充当の自主事業）収入	338,000		338,000		338,000	
自主事業収入	0		0		0	
雑入	846,000	0	846,000	0	846,000	
印刷代	153,000		153,000		153,000	
自動販売機手数料	396,000		396,000		396,000	
駐車場利用料収入	0		0		0	
その他（広告ラック収入・預金利息）	297,000		297,000		297,000	
収入合計	37,294,000	0	37,294,000	0	37,294,000	

支出の部

科目	当初予算額 (A)	補正額 (B)	予算現額 (C=A+B)	決算額 (D)	差引 (C-D)	説明
人件費	22,396,000	0	22,396,000	0	22,396,000	
給与・賃金	20,615,000		20,615,000		20,615,000	館長・副館長及び時給職員14名
社会保険料	1,672,000		1,672,000		1,672,000	
通勤手当	70,000		70,000		70,000	常勤職員
健康診断費	21,000		21,000		21,000	常勤職員
勤労者福祉共済掛金	18,000		18,000		18,000	
退職給付引当金繰入額	0		0		0	
事務費	1,573,000	0	1,573,000	0	1,573,000	
旅費	10,000		10,000		10,000	出張旅費
消耗品費	770,000		770,000		770,000	事務消耗品費
会議賄い費	5,000		5,000		5,000	
印刷製本費	30,000		30,000		30,000	
通信費	192,000		192,000		192,000	電話代・郵送料等
使用料及び賃借料	457,000	0	457,000	0	457,000	
横浜市への支払分	95,000		95,000		95,000	目的外使用料等
その他	362,000		362,000		362,000	リース経費等
備品購入費	0		0		0	
図書購入費	0		0		0	
施設賠償責任保険	18,000		18,000		18,000	
職員等研修費	51,000		51,000		51,000	
振込手数料	10,000		10,000		10,000	
リース料	0		0		0	
手数料	0		0		0	
地域協力費	30,000		30,000		30,000	地域イベントの協力費等
事業費	878,000	0	878,000	0	878,000	
自主事業（指定管理料充当の自主事業）費	878,000		878,000		878,000	
自主事業費	0		0		0	イベントの実施
管理費	6,106,000	0	6,106,000	0	6,106,000	
光熱水費	3,965,000	0	3,965,000	0	3,965,000	
電気料金	2,665,000		2,665,000		2,665,000	
ガス料金	1,000,000		1,000,000		1,000,000	
水道料金	300,000		300,000		300,000	
清掃費	319,000		319,000		319,000	日常・定期清掃費
修繕費	150,000		150,000		150,000	
機械警備費	158,000		158,000		158,000	
設備保全費	1,514,000	0	1,514,000	0	1,514,000	
空調衛生設備保守	410,000		410,000		410,000	
消防設備保守	110,000		110,000		110,000	
電気設備保守	681,000		681,000		681,000	
害虫駆除清掃保守	75,000		75,000		75,000	
駐車場設備保全費	0		0		0	
その他保全費	238,000		238,000		238,000	PC保守 塵芥処理
共益費	0		0		0	
公租公課	2,527,000	0	2,527,000	0	2,527,000	
事業所税	0		0		0	
消費税	2,527,000		2,527,000		2,527,000	
印紙税			0		0	
その他（ ）			0		0	
事務経費（計算根拠を説明欄に記載）	2,874,000	0	2,874,000	0	2,874,000	
本部分	2,874,000		2,874,000		2,874,000	労務・経理等の本部事務経費
当該施設分			0		0	
二一ズ対応費	940,000	0	940,000	0	940,000	
支出合計	37,294,000	0	37,294,000	0	37,294,000	
差引	0	0	0	0	0	

自主事業費収入				0		
自主事業費支出				0		
自主事業収支				0		
管理許可・目的外使用許可収入				0		
管理許可・目的外使用許可支出				0		
管理許可・目的外使用許可収支				0		

令和3年度 西谷地区センター指定管理者事業計画書

申込年月日 令和 年 月 日

団体名	一般社団法人 保土ヶ谷区区民利用施設協会		
代表者名	代表理事 畑尻 明	設立年月日	平成23年 6月 15日
団体所在地	〒240-0064 横浜市保土ヶ谷区峰岡町一丁目20番地4 丸華ビル301		
電話番号	045-442-7571	FAX番号	045-442-7570
沿革	<p>平成7年4月1日 保土ヶ谷区区民利用施設協会設立（任意団体） ほどがや・西谷・初音が丘地区センター、川島町公園こどもログハウス、瀬戸ヶ谷スポーツ会館、峯小学校・笹山小学校コミュニティハウス以上、7施設の管理運営を開始</p> <p>平成11年5月15日 桜ヶ丘コミュニティハウスの管理運営開始 平成11年5月30日 今井地区センターの管理運営開始 平成17年5月15日 くぬぎ台小学校コミュニティハウスの管理運営開始 平成18年4月 1日 今井地区センターの管理運営は民間企業へ移行 平成23年4月 1日 西谷地区センターの管理運営が終了し、その代替施設として「西谷会館」の管理運営開始（平成24年11月30日まで） 平成23年6月15日 一般社団法人 保土ヶ谷区区民利用施設協会設立 平成24年4月 1日 保土ヶ谷公会堂の管理運営開始 平成24年12月15日 西谷地区センターの管理運営開始</p>		
業務内容	<p>一般社団法人保土ヶ谷区区民利用施設協会は、「区民利用施設の管理運営及び地域住民の自主的な活動の支援を通じて、活力とふれあいのある快適な地域社会の実現に寄与する」ことを目的として、次の事業を行っています。</p> <ol style="list-style-type: none">1 区民利用施設の管理運営2 文化・芸術・スポーツ等の講座やイベントなど自主事業の企画及び実施3 まちづくりの推進やこどもの健全育成の推進4 区民の自主的な活動の支援（助言、情報提供、調整など）5 区民主体のクラブ型組織やサークル化に向けての支援6 地域コミュニティの醸成に関する事業7 前各号に掲げる事業に付帯又は関連する事業		
担当者 連絡先	氏名 館長 琴寄 忠弘 電話 045-371-3794 E-mail	所属 西谷地区センター FAX 045-370-3161	

(1) 指定管理者に関すること

- ア 指定管理者の経営方針、業務概要、主要業務、特色等について
- イ 指定管理者の業務における西谷地区センター指定管理業務の位置づけ
- ウ 指定管理者が行った公の施設その他類似施設の管理運営に関する主な実績

ア 指定管理者の経営方針、業務概要、主要業務、特色等について

当法人は、平成7年に任意団体としてスタートしましたが、平成23年6月15日一般社団法人保土ケ谷区区民利用施設協会として法人格を取得しました。団体の目的は「区民利用施設の管理運営事業並びに地域住民の自主的な活動の支援を通じて、活力とふれあいのある快適な地域社会の実現に寄与すること」であり、地域に密着した施設運営を行うために、「地域の特性を活かした館創り」を掲げ、次の経営方針で運営しています。

- (ア) 区民の自主的活動の支援を通じて活力とふれあいのある地域コミュニティの醸成に寄与します
- (イ) ニーズに応え、利用者満足度の向上に努めます
- (ウ) 公正・公平、効率的かつ効果的な区民利用施設の管理運営を行います
- (エ) 永続的に使命を果たすために、効率的で安定した経営を行います

また、当法人が区内全域の地区センターやコミュニティハウスなどの指定管理者であることのメリットは、保土ケ谷区の全域のニーズを常に把握でき、地域的に欠かさざるをえないようなサービスを、他の地域の施設が補完することにより、保土ケ谷区でのニーズを満たすことが可能になることであると考えます。

イ 指定管理者の業務における西谷地区センター指定管理業務の位置づけ

上記理念の実現を目指す当施設の管理運営は、当法人の存立目的そのものであり、これにより地域との交流を深め、地域社会の発展に貢献することは我々に与えられた使命であると考えます。当施設の運営においてもこの経営方針を前面に打ち出し、地域の皆様のご期待にお応えしたいと考えております。

ウ 指定管理者が行った公の施設その他類似施設の管理運営に関する主な実績

現在管理運営している主な施設名	所在都道府県市区名	業務開始年月	業務区分
横浜市ほどがや地区センター	神奈川県横浜市保土ケ谷区	H7.4.1	指定管理
横浜市初音が丘地区センター	同上	H7.4.1	指定管理
横浜市桜ヶ丘コミュニティハウス	同上	H11.5.15	指定管理
横浜市川島町公園こどもログハウス	同上	H7.4.1	指定管理
横浜市瀬戸ヶ谷スポーツ会館	同上	H7.4.1	指定管理
横浜市峯小学校コミュニティハウス	同上	H7.4.1	受託管理
横浜市上菅田笹の丘小学校コミュニティハウス	同上	H7.4.1	受託管理
横浜市くぬぎ台小学校コミュニティハウス	同上	H17.5.15	受託管理
横浜市保土ケ谷公会堂	同上	H24.4.1	指定管理
横浜市西谷地区センター	同上	H24.12.15	指定管理

(2) 西谷地区センター管理運営業務の基本方針について

ア 設置目的、区政運営上の位置付け

イ 地域特性、地域ニーズ

ウ 公の施設としての管理

ア 設置目的、区政運営上の位置付け

保土ケ谷区は、かつて東海道の宿場町として栄えた歴史のある街です。また丘陵には緑も多く自然環境にも恵まれています。このような特徴を踏まえ、保土ケ谷区は「いつまでも住み続けたいまち、保土ケ谷の実現をめざして」の基本目標を掲げています。私たちはこのように環境に恵まれた保土ケ谷で活動する地区センターとして、一層住みよい街になるよう、「人と人とのふれあい」「こころの豊かさを育むまち」の面から街づくりの良きサポーターとして尽力していきたいと考えています。

例えば、地域住民の自主性を引き出すように、地区センターが仕掛けづくりをして利用者のイベントや自主的活動を促進します。また高齢者の多い区の実態を踏まえ、サークルへの参加を促すなどして地域の仲間づくりを支援するとともに、子供と祖父母世代と一緒に参加できる事業を企画して世代間交流を促進し、区民の相互交流を深めることで「いつまでも住み続けたいまち」の実現に貢献します。

イ 地域特性、地域ニーズ

当施設は、相鉄線の西谷駅から5分という利便性があり、行政関係の催しや他区からのご利用者が多いのも特徴です。当地域は昔から住んでいる人達と新しく移り住んだ人達とと一緒に地域コミュニティを形成しています。「新旧住民」融合や世代間のコミュニケーションの場として、また近隣には小学校2校、中学校3校、高校があり、放課後の子どもたちの居場所的な役割も担う大切な施設であります。

また、西谷駅はJR直通線乗り入れが令和元年11月から実施され、乗降客の増加とともに、西谷駅周辺の活性化が見込まれ、こうした状況変化に応じて地区センターの利用者にどのような影響が生じてくるのか、期待を込めて見守る必要があると思います。

このような地域特性とニーズに基づき、「地域の課題解決」、「地域コミュニティの形成」、「生涯学習」を中心とした事業運営を行い、「地域コミュニティの核」として地域の活動を支援します。

ウ 公の施設としての管理

当施設では、横浜市の地区センター条例の設置目的を踏まえ、公正・公平性を確保しながら、よりご利用者の皆様の意向に沿った、利用者本位の利用しやすい施設運営に努めます。

(ア) サークル活動・個人利用のすべての利用者が公平・公正に

利用できる施設運営に努めます。

地区センター条例等を遵守し、地域・利用者のご意見、ご要望を取入れた計画的な運営をします。

(イ) 地域に貢献する施設づくりに努めます。

地区センターは地域の一員であることを深く自覚し、積極的に地域活動に協力していきます。

(ウ) 利用者ニーズ・地域ニーズを正確に把握し、良質なサービスを提供します。

(エ) 生涯学習を通じた啓発活動をいたします。

自主事業を通じて得た知識を地域へ・次世代へ還元する生涯学習へ発展させていきます。

(オ) 地域の情報活動の場としての役割を果たします。

行政サービスや地域活動に関する情報を提供できるように努めます。

(カ) 個人情報の保護や緊急時の対応について、利用者の安全確保を最優先にした体制の整備や取り組みを強化します。

(キ) ご利用者の皆様といっしょに創り上げる施設に努力いたします。

(3) 組織体制

ア 管理運営に必要な組織、人員体制

ア 管理運営に必要な組織、人員体制

(ア) 組織、人員体制の概要

運営に当たっては、「利用しやすい」・「ご利用者にやさしい」施設として、①ご利用者の相談やニーズに対応できる ②ご利用者の安全を確保できる ③緊急時に対応できる等の観点を重視しながら、施設の特徴、実情等に適合する人員体制を組んでいます。

職員体制は、常時3名以上の勤務とし、ご利用者である子どもや高齢者にやさしい施設をつくる人員体制により、不測の事態やご利用者への対応に支障がないようにします。

また、職員の出張や休みに備えて一時的に勤務する元スタッフを「応援スタッフ」として活用します。

a. 常勤職員 館長1名、副館長2名

b. 時給職員 時給職員は、近隣の区内在住者から公募により採用するスタッフ14名です。勤務時間帯は固定で、2班が隔週交代勤務します。

(イ) 勤務時間

a 常勤職員（途中60分休憩）

曜日	勤務別	勤務時間
月から 土まで	早番	8:45～16:45
	遅番	13:00～21:00
日・祝・休日	早番	8:45～17:00

b 時給職員（途中15分休憩）

時間帯別	勤務時間
午前	8:45～13:00
午後	12:45～17:00
夜間	16:45～21:00
作業担当	8:00～11:00

※コミュニティスタッフは通年1日4時間、1週7日以内の隔週勤務で実質勤務期間は6か月です。

※コミュニティスタッフ（作業担当）は通年1日3時間、1週7日以内の隔週勤務で実質勤務期間は6ヶ月です。

(ウ) 平日の勤務体制及び業務内容

館長	常勤	1名	運営管理の総括、職員の指導監督
副館長	常勤	2名	自主事業の企画実施、庶務、受付、窓口サービス
コミュニティスタッフ ※各時間帯2名配置	時給	6名	<ul style="list-style-type: none"> ・利用申込の受付・案内・対応、各種器具・備品の貸出と点検 ・館内外の整理・清掃、簡単な修理等の施設管理 ・図書の出借・整理、その他館長の事務補助など
コミュニティスタッフ作業担当	時給	1名	清掃

(3) 組織体制

イ 個人情報保護等の体制と研修計画

イ 個人情報保護等の体制と研修計画

(ア) 個人情報保護等の体制

幼い幼児から高齢者まで地域の様々な方が利用される地区センターでは、個人情報を取り扱う機会が多くあります。

「個人情報の保護に関する法律」および「横浜市個人情報保護に関する条例」、これに基づいた当法人の「個人情報保護方針」と「個人情報保護マニュアル」や、毎年行う全職員への研修実施により、職員一人ひとりが法律・条例やその制度の趣旨を正しく理解することによって、利用者の皆様の個人情報保護を守ることをお約束致します。

a. 個人情報の取り扱いについて

- ご利用者の個人情報の収集は必要最小限にとどめ、収集する場合は必ず事前に利用目的と利用範囲を明示し、それ以外の使用は決して致しません。
- 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、入館者記入表に氏名と電話番号の記入をお願いしていますが、他の来館者に見られないよう隠し板をつけて、個人情報を守ります。
- 取得した個人情報は正確かつ安全に管理致します。個人情報が含まれるファイルは必ず施錠できる収納戸棚に保管し、パソコンはパスワードを設定し、盗難防止の施錠をしています。また個人情報の館外への持出しは禁止しています。
- 個人情報の保管と廃棄はマニュアルで定め、利用目的が終了した際はすみやかに事務室内でシュレッダーによる廃棄処分をします。
- その他、ミーティングや連絡日誌で指導または情報連絡を致します。

b. 職員の教育

毎年全員を対象として、「個人情報保護マニュアル」を基礎に研修を実施し、研修終了後に職員全員が自己責任の自覚を認識するよう「個人情報保護に関する誓約書」を提出します。この職員全員の誓約書は横浜市の指示に従い横浜市長あてに提出します。

(イ) 研修計画

ニーズの多様化と要求水準の高まりに適切に対応するには、利用者サービスに徹する施設運営が求められ、職員一人一人の能力向上が必要です。当法人では「接遇」を最重視し、「相手の立場に立って考える」を基本に、利用者満足度の向上等を目指しています。

また、年度の初めに作成する年間研修計画を基本に、全員に研修を実施してきました。

その実績を踏まえ、次のように研修を実施します。

- 個人情報保護研修
- 接遇研修：採用時の新人研修と全職員を対象にした集合研修を基本に、随時OJTや相互チェックで接遇についてのレベルを高め、ご苦情発生件数0を目指します。
- 業務研修：日頃の業務の中で生じた苦情対応、業務改善等事例に即した実務研修を実施します。
- 防災研修：事故や災害などの緊急事態に備え、事故防止研修や避難訓練・防災訓練を実施します。また、職員全員にAED研修を実施します。
- 人権研修：定期職員研修の中で、毎年テーマを決めて人権感覚を磨きます。
- 常勤職員研修：館長・副館長については、相談・調整・立案を適切に行えるよう、横浜市や関係団体で行われる研修に積極的に参加して、専門知識の習得に努めます。

(3) 組織体制

ウ 緊急時の体制と対応計画

ウ 緊急時の体制と対応計画

当施設は、乳幼児から高齢者まで地域の様々な方が利用されますので、安心してご利用頂くために、「安全最優先」から、事故や犯罪の防止と事故・急病・犯罪・災害時の対応について、日常点検・チェック表、マニュアルや定期的な訓練により、万全を期します。

地区センターは、通常、常勤職員1名と朝・昼・夜3交代制出番のスタッフ2名との計3名の出勤体制であることがほとんどなので、火災の発生などに備えて、その場に居合わせた職員、スタッフ全員が、消火器の操作をはじめとする機敏な初期対応ができるように日頃から訓練を繰り返していきます。

(ア) 防犯、防災の対応について

犯罪や災害発生の緊急時に備えて対応マニュアル・連絡体制を整備します。閉館時にはこまめに職員が巡回を行い、職員の目の届きにくい場所は監視カメラで見守り、ご利用者の安全確保に最善を尽くします。閉館時に館内を確認・施錠した後は、警備会社による防犯・防火管理を行います。

a. マニュアル策定と訓練

犯罪と災害時に速やかに対応できるよう、対応マニュアル・消防・防災計画があり、これに基づいて、当法人が年に1回実施する全体研修の中でテーマとして取り上げるほかに、職員研修時には、西谷消防出張所の協力を得て防災訓練を行います。

b. 避難場所としての対応

当法人は平素より自治連合町会や地区社協との関わりを深く持っておりますため、非常時には「いつでも、迅速、適切、機能的」に地域との協同作業により、避難体制を整えることが可能であります。特に東日本大震災の経験を踏まえると、地区センターが帰宅困難者の避難場所として具体的な役割を果たすことが可能であり、そのための条件整備等について積極的に行政と調整していく必要があると考えます。また、地域とのつながりを重視する観点から、「西谷中学校防災拠点運営委員会」の委員として会議への出席、地域防災拠点訓練の参加等を行っております。

(イ) その他、緊急時の対応について

事故や急病などの緊急事態に対応するため、日頃からその防止に努め、万が一起きた場合に備えてマニュアルを整備し連絡網を明確にして、それを踏まえた研修・訓練で対応します。

a. 日常点検と対応準備

設備の法定点検や、マニュアルに定めた体育室他のチェック表により日常点検を行います。事故や急病等の緊急事態となった場合には、救助や消防・警察への通報などの対応を優先して行いますが、職員スタッフ誰もがAED操作ができるようにAED研修を受講し、いざという場合に備えるようにしています。

b. 再発防止のための対応策

- (i) 再発防止に向けて原因を究明し、対応策の策定、マニュアル・チェック表の改訂、記録保存を行い、保土ヶ谷区地域振興課に報告します。
- (ii) 事故等が発生した場合は、ミーティングで職員全員に周知・徹底します。また事例に基づいた実践的な緊急時対応に関する研修を毎年行います。
- (iii) ヒヤリハット報告書を作成し、事故再発防止に努めます。

(4) 施設の運営計画**ア 設置理念を実現する運営内容****イ 利用促進策****ア 設置理念を実現する運営内容**

地区センターは、地域住民の自主的活動を支援し、相互交流を促進することを目的として設立された施設です。当協会はこのような設置理念を実現するため、地域コミュニティの育成を支援するとともに地域の抱える課題解決に力を入れ、子育て支援、高齢者の生きがいづくりなどの面で大きな成果を上げてきました。今後もこの実績を踏まえ、次のような方針で管理運営を行います。

- ・子育て支援や高齢者の生きがいづくりの問題など地域の抱える課題解決を積極的に支援します。
- ・地域活動と相乗効果を上げ、地域の抱える課題解決に積極的に取り組んでいくため、地域の代表者からなるセンター委員会や利用者会議での意見を積極的に取り入れ、施設運営に反映させます。
- ・地域住民の生活の質の向上のため生涯学習の場と参加の機会を提供します。

また、地域密着の運営活動の具体的な点として、地区連合町会の総会において活動方針に関して「地区センターの各種行事への積極的参加への推進」の決議により施設利用促進の支援を頂いております。

イ 利用促進策

設置理念を実現し、住民の自主的活動や相互交流を促進するために、潜在的利用層の掘り起こしに努め、新規利用層の獲得に向けた新しい事業展開を図り、第2期指定管理初年度比で利用者数5%増を目指します。

(ア) 地域との関係の強化と接遇レベルの向上

地域の情報やニーズを収集し、さらに地区センターがどのように協力できるか情報を提供することにより、地域活動と相乗効果を上げる協力体制を進めます。またご利用の方が楽しく快適に過ごせるように「接遇」のレベル向上を図り、「また、来ようね」が定着することを目指します。

(イ) 広報の充実

当法人のホームページだけで年間40,000回以上のアクセスがあり、さらに横浜市地区センター情報のアクセスと合計しますと区内や近郊にお住まいの方から年間10万回以上のアクセスがあると推定され、このアクセス数を社会資源として大きく活用いたします。

また「西谷地区センターだより」は自主事業を中心に、近隣の自治会町内会の回覧板や掲示板で定期的に案内し、その他広報よこはま「ほどがや区版」等も積極的に活用をしていきます。

(ウ) 自主事業による利用者の増加

小学生向け新規自主事業を企画することで、子どもたちの利用増加を図ります。また、子育て支援として、親子で参加できる講座を開催します。

(エ) 会議室等の稼働率向上

会議室等はできるだけ多くの方が、利用目的に合わせて、公平に利用できる必要があります。そのうえで、次の考え方で取り組みます。

- a. 会議室等の利用申込は、1か月前の1日の予約抽選会で受付けていましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、予約抽選会を中止し、毎月1～14日の期間で窓口と電話にて予約受付し、15日に予約抽選を行います。申込は原則月2回ですが、利用日の2週間前以降は何回でも申込受付します。
- b. 自主事業を引き継いだ事後サークルについては、スタート時から3か月間は優先予約を可として仲間づくりを、協力、支援していきます。
- c. サークルの継続的な利用促進を図るために、会員数の減った団体への支援事業として「サークル活動応援事業」を展開します。また、各部屋が多目的にご利用いただけますよう、会議室や和室等の設備を充実させ、より稼働効率を高めていきます。

(4) 施設の運営計画

ウ 利用料金の設定について

ウ 利用料金の設定について

(ア) 利用料金の設定の考え方

利用料金の設定は、平成17年6月に市民局区連絡調整課で示された基準単価4.6円/m²/時間（料理室5.3円/m²/時間、体育室1.2円/m²/時間）を採用し、これを基に算定しています。但し、算定面積は、各部屋の実床面積から倉庫、棚などを差し引いた実際に物理的に利用可能な面積としています。

西谷地区センター利用料金一覧表

室名	算定面積	単価	利用料金			
			1時間当たり	1コマ(3時間)	日・祝(最終)	
一般利用施設	中会議室	55.5m ²	4.6円/m ²	250円	750円	500円
	小会議室	40.0m ²	4.6円/m ²	190円	570円	380円
	グループ室	34.0m ²	4.6円/m ²	160円	480円	320円
	工芸室	50.0m ²	5.3円/m ²	270円	690円	460円
	料理室	61.5m ²	5.3円/m ²	320円	640円	
分割利用施設	和室(1/2)	29.0m ²	4.6円/m ²	130円	390円	260円
	和室(全体)	58.0m ²	4.6円/m ²	260円	780円	520円
	体育室(1/3)	174.0m ²	1.2円/m ²	210円	630円	—
	体育室(2/3)	348.0m ²	1.2円/m ²	420円	1,260円	—
	体育室(全体)	522.0m ²	1.2円/m ²	630円	1,890円	—

料理室のみ1コマ2時間とし、連続2コマを使用できます

(イ) 公益活動団体の減免制度適用

公益活動を行っている地域団体様などには、50%もしくは全額の利用料金減免制度を適用し、活動支援を行います。

(ウ) 月3回以上の利用と個人利用を可能にする柔軟な利用規則の設定

会場の予約については、公平性を確保しますために毎月1回予約抽選会を開催し、以後随時予約を受け付けます。また、個人利用で会場を利用したいという方や頻繁に利用をしたいという団体のために、2週間前の空き室は回数や利用人数の制限をなくし(=個人可)、多くの市民の皆様が柔軟に当地区センターをご利用いただけますようにいたします。

(4) 施設の運営計画**エ 利用者ニーズの把握と運営への反映****オ 利用者サービス向上の取組****カ ニーズ対応費の使途について****エ 利用者ニーズの把握と運営への反映**

日常のご利用者からの意見や要望、苦情等については、日頃から極力職員やスタッフが、ご利用者から直接お聞きし、その旨を施設運営に反映させるよう心掛けています。

また、収集した利用者ニーズを、スタッフミーティング等で検証・精査し、優先順位をつけ、日々や予算が必要なもの等については翌年度の施設管理運営に反映させます。

なお、ご利用者の皆様に「運営に対するご意見・感想」や「新センターに望むこと」などのアンケートを実施しておりますが、毎年 100 団体以上からご回答では、現在の運営に対する肯定的評価を頂きました。今後もニーズの把握を次のように実施します。

- ① 利用者会議及び地域代表者から構成されるセンター委員会を定期的を開催して利用面に関する意見を求めます。
- ② 利用者アンケートを実施するほか、ご意見箱、スタッフからの意見収集でニーズを把握します。
- ③ 個別の自主事業や特定のテーマに関して、参加者や関係者にアンケートを実施します。

オ 利用者サービス向上の取組**a 「サークル活動応援します」**

現在、長期的に活動しているサークル様が最もお困りのことは、会員数が減少してきてても会員を集める手段がないという課題があります。この課題解決として「地区センターだより」の広報能力を活用し、「サークル活動応援します」事業を展開します。「メンバーを増やしたい」「サークルを元気にしたい」というご利用団体に「一日体験教室」を開催していただき、地区センターは広報と会場の優先利用、参加希望者の受付を行います。

b プレイルームの充実&常に赤ちゃんを安心して遊ばせられる施設に

プレイルームでは、毎週木曜日保土ヶ谷区役所子育て支援者の育児相談が開催されており、区内育児相談会場でも参加人数はトップクラスです。また、この地域で、いつでも室内で赤ちゃんを遊ばせられる施設はこの地区センターだけのため、プレイルームの利用者数はとても多く、遊具類の衛生面と劣化による危険な損傷には十分な注意が必要です。遊具類の交換や購入には十分な予算をとり、常に安全で清潔なプレイルームにします。なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、プレイルームの利用は5組までとします。

c 図書購入費の増額と読書活動推進事業への協力

毎月発行する地区センターだよりに「おすすめする図書紹介&新刊紹介」を掲載し、市立図書館で公表している「予約の多い本50・話題本」や「本屋大賞」などの人気本を揃えるのに加え、絵本5冊をバッグに入れて貸出す絵本バッグを開始し、多くの皆様に読書を楽しんでいただけますようサービス向上を図ります。

カ ニーズ対応費の使途について

ニーズ対応費の趣旨を踏まえ、利用者ニーズの高い図書の購入や、その他、適宜に、利用者本位のイベントの実施、設備の補修、備品の購入等に充当していきます。

(5) 自主事業計画

(ア) 自主事業計画に対する基本的な考え方

地区センターは、「地域住民が、自らの生活環境の向上のために自主的に活動し、スポーツ、レクリエーション、クラブ活動等を通じて相互の交流を深めることのできる場」として存在する「地域コミュニティの拠点」です。

また、自主事業は単に一人ひとりの興味を満たす講座に留まらず、「心の豊かさを深める」「学んだことを社会に役立てる」に発展させることを目指しています。そして、自主事業を通じて「受講した皆様が地域の中で同じ趣味の仲間をつくり自主的な活動を行う」ことにより、コミュニティの活性化を図る手段として位置づけています。

他方で、地域住民は様々な目的意識をもっていますから、地域特性やニーズを的確に把握することが重要であり、利用者会議やアンケート等を通じてニーズの把握に努め、これらを反映させた自主事業を企画いたし、実施していきます。

さらに、地区センターが「公の施設」であることを考慮し「世代間の交流」、「地域子育て力」等の諸課題に対して、積極的に取り組みます。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、自主事業の開催にあたっては、各部屋に設けている利用にあたって設ける条件を満たした利用とし、感染防止対策を徹底したうえで事業を実施することといたします。

(イ) PR方法と広報能力の充実

企画した自主事業を区民の皆様にあまねく広報することも重要な責務です。私達はあらゆる広報媒体を常に研究し、可能な限り広報活動につなげています。また、世代によって異なる情報の収集方法を把握し、あらゆる世代に伝達できる広報を研究しています。(広報手段：当法人10施設のホームページを活用、保土ヶ谷区役所ホームページの市民利用施設等イベント情報、広報よこはま「ほどがや区版」、自治会町内会の回覧板・掲示板、横浜ケーブルテレビ、地域情報誌、地域商店街の広報紙、館内掲示など)

(ウ) 身につけた知識を社会に役立てる、活動の場を提供する

～より有意義な社会活動への展開

私たちは自主事業受講者様のアフターケアといたしまして、単に事後サークルに結ぶことに止まらず、「さらに生涯学習につながる講座にするためには?」「身につけた知識を社会に役立てることで自己の価値を高めてゆくためには」と考え、実践してまいりました。私たちが行う自主事業は、楽しく学べる場を作ることともに、その学んだ知識を社会に還元できる活動の場を提供することまでが責務と考えます。そのことによって、受講者の皆様に「学び続けるほどに豊かな心になってゆく自分自身を楽しんでいただく」…それが自主事業究極の目的であると考えます。

(6) 施設の維持管理計画

(ア) 建物・設備等の保守管理

建物・設備の保守管理等のため、「建物設備管理計画」を策定し、法定の電気、消防設備やエレベータ等の点検及び保守管理を専門業者に委託します。さらに、建物・設備等は、日頃から職員スタッフが館内の点検や日常清掃の際に、不具合のある箇所を報告するとともに、軽微な修理は職員スタッフの手で行い、経費の節減に努めます。

また大規模な修繕を伴う場合には、保土ヶ谷区役所と協議して横浜市に修繕の申請を行っています。当法人は区民の皆様の財産を預かる身ですので施設の管理には万全を期します。

(イ) 清掃計画

「建物設備管理計画」に基づいて、委託専門業者により、床清掃を年2回、窓ガラス清掃を年2回等実施します。日常清掃は、「日常清掃チェック表」に従って作業スタッフが、水回りを中心に重点的に行います。加えて、他のスタッフも同チェック表に従って所定の清掃を実施します。

(ウ) 植栽等の管理

植栽は、業者へ隔年1回樹木の剪定を依頼するほか、当法人のボランティアネットワークと職員が生涯学習指導者として培ってきた技能を活かし、「お花の名所づくり事業」を展開します。具体的には、入口付近にウェルカムガーデンとしてイングリッシュガーデン風のフラワーアレンジ、裏庭には「あじさいガーデン」の造園、駐輪場前の庭には「地区センのお花畑♪」を造園し、当館のご利用者ばかりではなく、近隣にお住まいの方々にもお楽しみいただけますようにいたします。

(エ) 小規模修繕

小規模修繕は、スタッフが対応し、不具合の解消と経費節減に努めます。

(オ) 保安警備計画

清掃状況のチェックとあわせ、事故、犯罪を未然に防ぐため、スタッフが館内見回りを午前、午後、夜間の3回実施します。また併せて、常時各種の防災機器で館内を監視します。閉館時、施錠後は、玄関及び各部屋の窓・出入口は機械警備となります。

西谷地区センター 建物設備管理計画表

項目	業 務	年回数	実施月
電気・ 機械設備	設備総合巡視点検	12	毎月
	自家用電気工作物定期点検（巡視点検）	6	隔月
	自家用電気工作物定期点検（定期点検）	1	12月
	空調機等保守点検	随時	随時
衛生管理	害虫駆除	2	5・11月
	ウォータークーラー清掃・水質検査	1	9月
建 物 等	消防用設備点検	2	5・11月
	昇降機保守点検	4	5・8・11・2月
	自動ドア点検	4	4・7・10・1月
	機械警備点検	毎日	毎日
清 掃 等	床面定期清掃、窓ガラス清掃	2	8・2月
	カーペットシャンプークリーニング	2	8・2月
	フローリング清掃、畳清掃、外階段清掃	1	2月
	照明器具清掃、網戸清掃	1	8月
	ファンコイルフィルター清掃、制気口清掃	2	8・2月
	料理室天井グリズフィルター清掃他	2	8・2月
	ロスナイフィルター清掃	2	5・11月

(7) 収支計画(収入計画)

ア 収入計画の考え方について

イ 増収策について

ア 収入計画の考え方について

(ア) 基本的考え方

指定管理者制度が、「住民サービスの向上」と「経費の節減」を目的として導入された経緯を重視し、当法人としては、様々な取組みを創意工夫して収入の増加を図り、同時に法人自体の経営の安定も確保しながら、利用者に有効に還元することでより一層のサービスの向上を図ることを基本に収入計画を作成すべきであると考えます。

(イ) 収入計画の特徴と独自性

当法人は、「区民利用施設の管理運営事業及び地域住民の自主的な活動の支援」を通じて、「活力とふれあいのある快適な地域社会の実現に寄与することを目的」とした団体です。当法人が行うことができる事業は極めて限定的であり、現行では、一般的な収益事業を展開することはできないことになっています。従って指定管理者業務遂行の過程では、横浜市から支払われる指定管理料が、協会全体の収入の非常に大きな割合を占めています。

さらに、多様な営利事業を行ってしながら指定管理者業務に参入してきている民間の営利企業と比べると、収入面だけでなく人員体制等も指定管理者業務の占めるウエイトが非常に高く、それだけに、指定管理者業務の喪失は協会という組織の存続に影響を与える可能性を持ちます。

このような観点からすれば、指定管理料をはじめ、指定管理者業務に付随して生じる利用料金収入、自主事業収入、自動販売機収入等はいずれも貴重な財源となっています。殊に利用料金収入は、協会の自助努力によって、本来の業務の中で協会全体の収入増加にもつながる途が開かれているという意味で重要であり、様々な創意工夫を傾注して増加を目指すべきと考えます。

イ 増収策について

(ア) 施設の稼働率向上による利用料金の増収策

- ・センターだよりもより、利用していない皆様への広報に力を入れます。また、ホームページなどを通じて、新規の施設の快適性や利便性、その他施設独自の自主事業等をアピールします。またさらに、防音施工の部屋など各部屋の特徴やピアノなど備え付け備品を例示し、サークル等の活動目的に合致した効果的な利用方法例を提示し、利用の促進を図ります。
- ・特に、新型コロナウイルス感染症拡大防止による利用制限で、カラオケサークルの工芸室利用が無くなったため、その空いたコマに個人の音楽活動の利用や団体の音を発する利用(演劇など)を促進します。また、新規団体利用登録の促進及び団体利用登録のフォローにより、利用団体の確保と増加に取り組みます。
- ・会議室などの利用申込は、1か月前に1回予約抽選会を開催し、重なれば抽選で決めます。また、2週間前の空室は、利用回数の制限を設けないこととして、会議室など貸出しの利便性を更に周知し、稼働率向上を図ります。

(イ) 自主事業収入による増収策

自主事業の効率化を図り安価な参加費で多くの教室に参加して頂くことにより増収を図ります。

(ウ) 自販機の品ぞろえの改善による増収策

バンダーから提供される売り上げや、利用者からの意見を参考に品ぞろえを見直すことで、自販機の手数料収入の増加を図ります。

(エ) 簡易オフセット印刷による増収策

地域団体・自治会・管理組合などに、簡単で安価に大量の印刷ができる簡易オフセット印刷の使用頻度を高め、増収策の一助とします。

(7) 収支計画(支出計画)

ウ 支出計画の考え方について

ウ 支出計画の考え方について

(ア) 基本的な考え方

当法人は地区センターの運営に当っては、より少ないコストで質の高い利用者満足度を追求することを基本においています。このためには、限られた予算や人員を効率的に使い、全体経費の削減に努め、生まれた余裕をサービスの向上や設備改善に充当しながら、利用者満足度の向上を図ります。

具体的に支出の費目ごとに見ると、施設の管理運営を業務とする以上、運営に直接関わる人件費、管理費が全体の支出の約80%を占めているのは必然的であると考えます。

ただし、管理費については、社会的に大きな問題となってきた地球温暖化による節電等の省エネ対策も含め、単なる経費の節約という観点だけではなく、日常の中で、職員、スタッフの意識を徹底させることや、ご利用者の理解と協力を得ることを通じて、環境の保全を考えるという大きな発想で取り組んでいきたいと考えます。

ニーズ対応費については、利用料金収入見込み額の3分の1に相当する額を確実に充当し、その用途については、利用者会議において利用者の声を聞き、それを反映させながら決定していくという手続きを経ることも重要であると考えます。

(イ) 具体的な計画

a. 経費の節減

・地球温暖化を契機に企業、工場、家庭等で高まった節電対策等の取り組みを一過性のものとして終わらせるのではなく、今日的課題として位置付け、引き続き一層徹底、強化してまいります。具体的な取り組みとしては、頻りに館内巡回を徹底のうえ照明と空調のこまめな入り切り等などを行い、積極的に省エネに努めます。

・新型コロナウイルス感染症拡大のため、今まで毎月1日開催していた団体利用抽選会を中止し、毎月1～14日の間で電話及び窓口で団体利用エントリーを行い、15日に抽選を行う方法に変更することにより、人件費の効率化を図ります。また、消耗品の購入は、必要最低限の購入にとどめ、在庫管理を行います。利用人数の減少に伴い、利用者の利用エリアに応じた照明と空調の作動を行い、光熱水費の使用量を抑制します。

b. 法人のスケールメリットを活かす経費削減

法人本部の役割を果たしている事務局が一括発注、契約等を行うことで、通常よりも安い価額で目的を実現し、経費の削減につなげます。

- 会計経理、労務管理の事務局による一体的実施
- 即時対応型の電気設備保守、消防設備保守、清掃等の業務委託の共同化によるコスト低減
- 設備総合巡視点検等による予防保全の観点からの重大不具合の予防

c. 人材の効率的活用

点検・確認、清掃等の作業では、マニュアルやチェックポイント図表を整備して、業務の効率化を行います。また、時給職員の業務レベルの向上を図ることで生産性を上げ、人件費の減額を図ります。

令和3年度 西谷地区センター自主事業計画書

団体名 一般社団法人 保土ヶ谷区区民利用施設協会

事業名	①募集対象 ②募集人数 ③一人当たり参加費	自主事業予算額					
		総経費	収入		支出		
			指定管理料 から充当	参加費	講師謝金	材料費	その他
1 親子で遊ぼう！	幼児と保護者 70組 300円	31,600	10,600	21,000	15,000	10,000	6,600
2 親子リトミック教室	幼児と保護者 60組 300円	30,990	12,990	18,000	27,840	0	3,150
3 親子で楽しいおはなし会	幼児と保護者 — 無料	0	0	0	0	0	0
4 親子ヨガ	幼児と保護者 24組 300円	19,044	11,844	7,200	16,704	0	2,340
5 英語と遊ぼう！	園児～小学生 32人 300円	27,000	17,400	9,600	24,000	0	3,000
6 西谷理科っこクラブ	小学生 — 無料	20,000	20,000	0	0	20,000	0
7 夏休み科学工作	小学生 20人 700円	22,640	12,640	10,000	6,000	14,000	2,640
8 こども書き初め教室	小学生 10人 300円	12,456	9,456	3,000	11,136	0	1,320
9 わたしの一品	成人 20人 2,000～2,500円	49,776	9,776	40,000	11,136	37,500	1,140
10 マタニティヨガ	妊婦 12人 300円	12,696	9,096	3,600	11,136	0	1,560
11 脳トレしましょ！	成人 10人 1,200円	28,739	16,739	12,000	21,159	5,000	2,580
12 草花を楽しもう！	成人 36人 1,500～2,500円	79,484	11,084	68,400	16,704	60,000	2,780
小 計		334,425	141,625	192,800	160,815	146,500	27,110

事業ごとの事業内容等を様式4に記載してください。

令和3年度 西谷地区センター自主事業計画書

団体名 一般社団法人 保土ヶ谷区区民利用施設協会

	事業名	①募集対象	自主事業予算額					
		②募集人数	総経費	収入		支出		
		③一人当たり参加費		指定管理料 から充当	参加費	講師謝金	材料費	その他
13	わら細工教室	小学生以上 20人 無料	2,000	2,000	0	0	2,000	0
14	第8回ふれあい西谷寄席	小学生以上 20人 無料	11,136	11,136	0	11,136	0	0
15	すてき時間	どなたでも・成人 6人 無料・300円	7,690	5,890	1,800	7,000	0	690
16	生活お役立ち講座	成人 8人 300円	6,690	4,290	2,400	0	6,000	690
17	自分磨き講座	成人 30人 300～1000円	35,754	15,754	20,000	31,704	4,050	0
18	パソコン無料相談会	どなたでも — 無料	0	0	0	0	0	0
19	夏休み西谷子どもデー	中学生以下 — —	75,000	60,000	15,000	30,000	45,000	0
20	西谷囲碁名人戦	成人 8団体 無料	1,000	1,000	0	0	0	1,000
21	西谷バレーボール大会	成人 8団体 無料	10,000	2,000	8,000	0	0	10,000
22	文化祭	どなたでも — 無料	200,000	200,000	0	0	0	200,000
23	チャリティーダンスパーティー	成人 200人 —	10,000	10,000	0	0	0	10,000
24	西谷カラオケフェスタ	成人 100人 200円	55,000	5,000	50,000	0	0	55,000
	小 計		414,270	317,070	97,200	79,840	57,050	277,380

事業ごとの事業内容等を様式4に記載してください。

令和3年度 西谷地区センター自主事業別計画書 (単表)

団体名 一般社団法人 保土ヶ谷区民利用施設協会

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
1 親子で遊ぼう!	幼児と保護者を対象に親と子のふれあい遊びを楽しみます。講師は地元の幼児支援サークルのメンバーです。同じ年齢のお子様を持つ、親同士の交流の場、情報交換の場としても活用されます。季節の行事も楽しめます。	7月、9月、10月、 12月、3月 (5回)

事業名	目的・内容	実施時期・回数
2 親子リトミック 教室	音楽を使った幼児教育です。リズム運動による集中力・想像力・表現力を養い心と体の調和を作ります。同時に音楽の楽しさにより感性も磨かれます。	4月、6月、8月、 10月、12月 (5回)

事業名	目的・内容	実施時期・回数
3 親子で楽しいお はなし会	地域で活動しているボランティアの方々による手作りの指人形劇の他、紙芝居、読み聞かせ、手遊び、腹話術とパリエーションは豊富です。幼児対象です。	(4回)

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
4 親子ヨガ	乳幼児と保護者のスキンシップを目的とします。親子ともどもリラックスした時間を過ごしてもらいます。	6月、10月、2月 (3回)

令和3年度 西谷地区センター自主事業別計画書 (単表)

団体名 一般社団法人 保土ヶ谷区区民利用施設協会

事業名	目的・内容	実施時期・回数
5 英語と遊ぼう!	アイスブレーキング (初対面の人同士が出会う緊張をほぐす手法) ゲームを主体とした講座です。英語での絵本の読み聞かせや紙芝居で英語を楽しみます。園児～小学生を対象とします。	6月、7月 12月、1月 (4回)

事業名	目的・内容	実施時期・回数
6 西谷理科っこクラブ	おもしろい理科の実験や楽しい工作を通して、こどもの知的好奇心を伸ばします。科学の不思議さを体験することで、物事を観察する力や洞察力が養われ、こどもたちの科学的な視野が広がることをねらいとします。	(10回)

事業名	目的・内容	実施時期・回数
7 夏休み科学工作	小学生の子どもを持つ家庭にとって、夏休みの自由研究は毎年悩みのタネです。そこで、工作教室を開催します。作るだけでなく、しくみも学べます。	7月 (1回)

事業名	目的・内容	実施時期・回数
8 こども書き初め教室	冬休みの宿題で必ず出されるのが、この書き初めです。この教室に参加して、早々に書きあげましょう。講師が2名つき、きめ細かい指導が受けられます。	12月 (1回)

令和3年度 西谷地区センター自主事業別計画書 (単表)

団体名 一般社団法人 保土ヶ谷区民利用施設協会

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
9 わたしの一品	成人向け講座で、フラワーアレンジメント、ポーセラーツに挑戦していただきます。 自宅の装飾品にしても、プレゼントにしても素敵な作品になるに違いありません。	(2回)

事業名	目的・内容	実施時期・回数
10 マタニティヨガ	マタニティヨガは、出産の際に必要な呼吸法や精神をリラックスさせる方法が身につくだけでなく、出産に必要な基礎体力もつけることができます。また、妊娠期間に起こりがちな腰痛予防にも期待できます。	5月、1月 (2回)

事業名	目的・内容	実施時期・回数
11 脳トレしましょ！	脳の活性化につながるといわれている脳トレ。手先を使ったり、集中したりしながら、作品を作り上げていきます。楽しく製作、作り上げる喜びを感じながら脳トレのお手伝いをする講座です。	(2回)

事業名	目的・内容	実施時期・回数
12 草花を楽しもう！	植物によって季節を体感し、安心感を得たり、気分転換を図るなどしながら、作品を作りあげていきます。 野菜や植物のことも学ぶことができます。	6月、9月、12月 (3回)

令和3年度 西谷地区センター自主事業別計画書 (単表)

団体名 一般社団法人 保土ヶ谷区区民利用施設協会

事業名	目的・内容	実施時期・回数
13 わら細工教室	地元の方の手ほどきで縁起物を作成し、持ち帰り自宅に飾ります。日本の伝統文化の一端を体験できる教室です。	12月 (1回)

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
14 ふれあい西谷寄席	笑う門には福が来る。小学生でも楽しめる演目をご用意し、みなさんのお越しをお待ち致します。	2月 (1回)

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
15 すてきな時間	地域の方やサークルの先生とともに楽器の演奏や合唱を楽しみながら交流をしていただきます。ともにすてきな時間を過ごしましょう。	2月 (1回)

		実施時期・回数
16 生活お役立ち講座	毎年好評の包丁の砥ぎ方講座等、生活に役立つことを習得していただきます。	9月 (1回)

令和3年度 西谷地区センター自主事業別計画書 (単表)

団体名 一般社団法人 保土ヶ谷区民利用施設協会

事業名	目的・内容	実施時期・回数
17 自分磨き講座	毎日の生活が生き活きとなるように身につけていただきたい講座です。	7月、10月 (2回)

		実施時期・回数
18 パソコン無料相談会	自宅で使っているパソコンのちょっとした疑問、使用方法や操作の仕方、もっと便利な使い方の疑問の解決のために「パソコンよこはま宿」の協力により、毎週1回の無料相談会を開催いたします。	毎週水曜日

		実施時期・回数
19 夏休み西谷こどもデー	今年度6回目となる年1度の「夏休み西谷こどもデー」。工作やゲーム、おはなし会等子どもたちが楽しめるイベントが盛りだくさん。保護者の方も楽しめます。	7月 (1回)

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
20 西谷囲碁名人戦	囲碁を楽しむ方は大勢いらっしゃいます。当センターの娯楽コーナーを利用して囲碁名人戦を行います。今回で31回目、優勝者には名人の称号を与え、優勝カップリボンに名前が入ります。	9～11月

令和3年度 西谷地区センター自主事業別計画書（単表）

団体名 一般社団法人 保土ヶ谷区区民利用施設協会

		実施時期・回数
21 西谷バレーボール大会	当センターをご利用くださっているママさんバレーボールチームの大会です。日頃の練習の成果を発揮していただきます。	10月（1回）
22 第32回文化祭	第32回目を迎える文化祭です。各サークルの作品展示、体験講座、演技、発表等を通じ、地域の皆さまと交流を深める一大イベントです。この日のためにサークル活動に励んでおり、1年の総決算の場でもあります。	11月（1回）
23 第17回チャリティーダンスパーティー	西谷チャリティーダンスパーティー実行委員会主催で年に一度行うダンスパーティーです。自主事業から立ち上げたダンスサークルの協力のもと、区内はじめ市内から多数の参加者が集まります。音楽担当は当館利用のブラスバンドサークルが生演奏いたします。収益金は社会福祉団体等に寄付いたします。	2月（1回）
事業名	目的・内容等	実施時期・回数
24 西谷カラオケフェスタ	カラオケサークルの発表の場となるイベントです。	10月 (1回)

令和3年度 西谷地区センター自主事業別計画書 (単表)

団体名 一般社団法人 保土ヶ谷区区民利用施設協会

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
25 大人の料理教室	大人向け料理教室です。家族に自慢できる料理に挑戦していただきます。	7月、10月、1月 3月 (4回)

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
26 サークル活動応援 Happyにしや& Happyシニア	サークル体験や会員募集の広報等のお手伝いすることで、サークル活動の活性化を図ります。 また、70歳以上の会員を応募していただけるサークルには、HAPPYにしや&HAPPYシニア事業にご協力をいただきます。	随時

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
27 街のアーティスト応援します	プロ、アマ問わず、アーティストたちを応援します。 作品展、サロンコンサートの開催PRや会場提供を行い、多くの方々に喜んでいただきます。	随時

事業名	目的・内容等	実施時期・回数

目標設定の視点	計画内容及び運営目標	計画内容及び運営目標に対する実績	今後の取組(改善計画)	自己評価
	<p>事業計画書</p> <p>公の施設としての管理</p> <p>「団体利用または個人で利用を希望する全ての市民の皆様が公平に利用できる施設運営」に努めます。なお、当法人では行政が定める条例・規程以外の施設の利用許可や貸出しに関する規則につきましては、利用者アンケート・利用者会議、地域代表者による委員会を開催して決議し、さらには、地域の皆様の意見も取り入れてまいります。</p>			
利用者サービス	<p>利用者ニーズの把握と運営への反映</p> <p>当法人ではご利用者の声を反映しますために、「声のポスト」「利用者アンケート」「利用者会議」「ご利用時の聞き取り」「地区センター委員会」「スタッフの情報収集」「地域の調査」のほか、窓口でいつでもご意見を伺える体制をとるなどの多様な手段を用いて地域の皆様やご利用者の意見をまとめてニーズを的確・綿密に把握したうえで毎年の事業計画を立案し、利用者会議において「公平性・公益性・効率性」の観点から利用団体の代表者に審議いただき、地域の代表者からなる地区センター委員会で決議いただくという運営方法をとります。またそのほか、自治会活動、地区社協などに積極的に参加して地域の情報やニーズを収集し、さらに地区センターがどのように協力できるか情報を提供することにより、地域活動と相乗効果を上げる協力体制を増進します。また、ご利用者の苦情に関しましても、館内に苦情対応方法を明示し、窓口にて即応できる体制をとります。</p>			

利用者サービス向上の取組

- a 「サークル活動応援します」事業の展開
 「メンバーを増やしたい」「サークルを元気にしたい」というご利用団体に「一日体験教室」を開催していただき、地区センターは広報と会場の優先利用、参加希望者の受付を行います。
- b プレイルームの充実&常に赤ちゃんや幼児を安心して遊ばせられる場に
 毎週木曜日保土ヶ谷区役所子育て支援者の育児相談が開催されており、区内育児相談会場でも参加人数はトップクラスです。遊具類の衛生面と劣化による危険な損傷には十分な点検をし、常に安全で清潔なプレイルームを維持します。なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、プレイルームの利用は5組までとします。
- c 図書購入費の増額と読書活動推進事業への協力
 毎月発行する地区センターだよりに「おすすめする図書紹介&新刊紹介」を載せるとともに、絵本5冊をバックに入れて貸出す絵本バックを開始するなど、図書に親しむ機会をより多く設けます。

管理運営に必要な組織、人員体制

開館時間内はどの時間帯でもご利用者への円滑な対応が可能である人員3名以上が従事しますとともに、各々の時間帯を固定したスタッフによる専任チームにすることにより、時間帯により変化のご利用者層のニーズを把握した対応を行います。また、連絡体制を常に整え、電話などで予約をいただいたご利用者にいつご来館いただきましても対応が可能な体制をとります。

(人員体制)

業務
運営

館長	常勤 1名	●運営管理の総括 ●利用者ニーズの調査・分析 ●事業計画案の作成 ●苦情対応 ●地域福祉の増進に係わる調査・分析・企画・連絡調整 ●職員研修の企画 他
副館長	常勤 2名	●館長の補佐 ●設備・備品の保守管理 ●スタッフの指導 ●自主事業の運営 ●お客様情報の管理 ●経理・庶務 ●統計 ほか
スタッフ	4H 勤務 12名	●利用申込の受付・案内・対応 ●窓口サービス ●会場・器具・備品の管理 ●館内外の整

		理 ● 図書の管理 ほか			
美化スタッフ	2名	● 館内外の清掃 ● 修繕 ● 植栽管理 ● 地域や近隣への美化協力			
<p>緊急時の体制と対応計画</p> <p>幅広い年代層の方を想定いたしまして、あらゆる危険からご利用者を守ることが施設管理者の絶対的な使命と考え、事故や火事、犯罪の予防には細心の注意を払い、定期巡視、マニュアル策定や研修・訓練、チェック表による日常点検により万全を期します。また、事故を予防するために施設のバリアフリー化・危険箇所の修繕につきましては、設備や備品、巡視箇所などの十分な安全を確保するために毎日チェックリストをもとに点検し、施設内に限らず周辺地域・通路などのあらゆる箇所の事故予防計画、防災計画、防犯計画、緊急マニュアルなどを研究し、「事故ゼロ」を達成するために万全の体制を整える覚悟でおります。なお、日常の点検につきましては、職員が開館時間内は事故予防・防犯・防災のために1時間毎に巡回を行い常にご利用者の安全確保に細心の注意を払います。閉館時は十分な点検を行い、閉館後は警備装置による防犯・防火管理をします。</p>					
<p>設置理念を実現する運営内容</p> <p>地区センターの設置理念である「地域コミュニティの醸成や地域の連携を促進させる」ことは、一朝一夕に成り立つものではなく、地域の長い歴史の中で蓄積された財産（市民活動、人間関係など）が、互いの強みをいかし、新しいつながりを創ることにより（＝連携）、大きな相乗効果を生み出す…その積み重ねにより成り立ち、その積み重ねた地域力が社会的課題の解決する力や新しい価値の創造を促し、安心と活力に溢れた地域を生み出すことにつながります。</p> <p>西谷駅周辺地区はJR・東急直通線が開通することによりまして、今後、新たな変化が予測されますが、「これからのまちづくり」を充実してゆくうえで、西谷地区センターは「地域の文化芸術、スポーツの拠点」「地域活動の場」「子育て支援拠点」「こどもの安全な居場所」「シニア世代の生きがいづくり」「ふれあいのあるまちづくり」等の重大な拠点となります。そして、この地区センターの指定管理者は、これらの事業を達成するため</p>					

	<p>の良き協力者であるとともに、地域の様々なテーマで活動をしている団体様や「人と人」を結び、新たな力を生み出してゆく施設運営が期待されます。</p> <p>私たちはこの役割を十分に自覚した運営をいたしますとともに、この地域に住む全員の皆さまに「この施設が、自分達のまちにあって良かった」と感じていただけますよう、尽力いたします。</p>			
	<p>利用促進策</p> <p>a 地域密着型広報誌「地区センターだより」の活用</p> <p>当法人ではいかに話題性のある企画をたてましても、指定管理者がたくさんの区民の皆様にお知らせする広報手段を持たない限り確実な利用促進は困難であり、この課題解決が重要な利用促進のポイントのひとつと考えます。</p> <p>この広報紙とともに、地区センターのホームページの年間 26,000 件以上のアクセス数により、地区センターの事業をお知らせすることにより、地域の皆様のお役にたてますよう、利用促進を目指します。</p> <p>b 「街のアーティスト応援します♪」事業の展開</p> <p>個人で活動しているアマチュア芸術家への支援事業として「街のアーティスト応援します♪」事業を展開します。これは、センター内に8か所もあるピクチャーレールを活用した個人作品展示会やホールを利用したアマチュア音楽家の出演希望者を募集し、当法人のプロデュースと広報によるギャラリーやサロンコンサートを開催します。そして、個人の利用制限を緩和するとともに、「区民の誰もが使える地区センター」「いつもアートでいっぱいの地区センター」となりますことを目指しますとともに、新たなご利用者の開拓と新たな生涯学習指導者の発掘を図ります。</p>			
	<p>本市重要施策に対する取組</p> <p>「区民施設は市政を地域に広報する重要な役割を担う」ということ</p> <p>この地域につきましては区役所まで交通機関を使用しなくてはなりませんために自宅に配布される広報紙や回覧以外に、身近な場所で区政、市政、文化・芸術・スポーツ・福祉関連の情報紙類を取得できる唯一の場所があります。このことを考慮し、館内には常時 200 種以上のチラシ等を集めています。また、区民施設へは行政制度に関する問い合わせも多いことから、「市政・区政の理解と行政サービスインフォメーションの方法」という研修を実施し、職員が市民の皆様のご質問に適切な対応ができますよう努め</p>			

ます。

「あらゆる人が力を発揮できるまちづくり」の取組み

- **子育て支援・児童の育成** 子育て支援につきましては、子育て支援拠点や子ども家庭支援課への事業協力、子育てボランティア等の共催による事業など、また、小学生への支援については「児童の居場所」事業を地域との共同により応援してまいります。さらには、児童のキャリア教育への支援事業として小・中学校の職業体験を積極的に受け入れます。
- **日本一女性が働きやすい、働きがいのある都市の実現** 当法人は職員 120 名中、8割が女性であり、勤務先は徒歩通勤可能な圏内、勤務日は都合に合わせることが可能な月単位のシフト制…女性にとって家庭と仕事の両立が可能な、働きやすい条件を整えた勤務形態で貢献しています。また、管理職にも女性を積極的に抜擢し、男女共同参画にも協力します。
- **シニアパワーの発揮** これは当法人の設立目的の一つでもあります生涯学習の普及そのものでありますとともに、高齢社会に向けての最も重要な施策のひとつであります。また、当法人の男性スタッフのほとんどは 60～70 歳の定年退職者で、現職時代のキャリアを施設運営に活かしていただき、さらに当法人退職後は、区民施設での経験を地域活動に活かしていただくという方針をとります。
- **人権啓発・人権尊重について** 当法人の出張講座「児童の人権を考える」は、小中学校の教員研修や行政機関などから依頼を頂いている人気講座です。人権は「人間が毎日を幸せに暮らすことができるための権利」であり、さらに児童期においては「児童が幸せな生活を送れる大人になるように成長するための権利」を持ちます。また、心豊かな地域コミュニティを醸成するためには、人間ひとりひとりがこのことを理解し、お互いの考えを尊重して暮らすことが不可欠です。このような啓発活動を展開することも当法人の使命であり、今後も市政等への協力を惜しみません。
- **障害者福祉政策について** 西谷地区センターでは既に障害者の方々の作業所や授産施設への支援として、ほっとらんどという場を提供し、応援してまいりました。また、古い地区センターのバリアフリー化にも努めてまいりました。小学校の施設見学の際には、施設のバリアフリーの工夫やノーマライゼーションについてのミニ講座を開き、「障害の理解」についての福祉教育に協力させていただいております。

<p>「横浜の経済的発展とエネルギー循環都市の実現」の取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市内中小企業への優先発注 当法人では、帳票印刷や物品購入、修繕依頼を区内の業者様を優先して発注しておりますことは勿論、地域に経済効果をもたらす施設運営をすることが指定管理者の義務と考えます。 ○ 環境に配慮したライフスタイルの推進 ゴミの削減、ゴミの分別などの3Rへ取組みのほか、省エネ管理基準を独自に定め、脱地球温暖化対策への協力をします。 			
<p>アイデア提案を募った項目（該当施設）</p> <p>自主事業計画</p> <p>ア 自主事業の企画について</p> <p>自主事業を効果的に実施するためには、まず「面白そう♪」「興味が満たされた♪」「役に立ちそう♪」という講座を企画することはもちろん、「全てのライフステージを考慮して企画をする」「幅広い世代の年齢層が参加できる自主事業を考案する」「育児講座や介護保険などのように特定の世代に役立つ実用講座も考案する」など様々な角度から考察することが必要と考えます。また、区民の皆様の多種多様な興味に答えるように、あらゆる分野の講座を企画します。</p> <p>イ ハイクォリティな講座を提供するために</p> <p>様々な分野、幅広い世代の皆様に講座を受講していただき、受講者の皆様にハイクォリティと感じていただくこと…そのためには、講師の指導力とともにその人間性によるところが大きいと当法人は考えています。</p> <p>特に、初めて受講した方を継続した生涯学習へ発展させてゆくためには、「この先生に習うことが楽しい」「いつまでも、この先生に習いたい」と感じますよう、「指導者の豊かな人間性」が重要なポイントと考えます。また、質の高い講座を提供するためには既存の講師にとどまらず、地域に潜在している専門知識を持った方々を生涯学習指導者として啓発・育成してゆくことも指定管理者の重要な責務と考えます。当法人では、初めて自主事業の講師を担当いただく場合は、事前に「生涯学習の理念」を十分に話し合い、私たちが企画した自主事業が生涯学習指導者を育成してゆく場にもなりますように努めます。</p> <p>ウ 安価な受講料で</p> <p>受講料の基本的な考え方は、「区民の皆様に、様々な良質の講座を安価で受講いただきたい」という願いから材料費程度にとどめ、収益を目的とす</p>			

る講座は開催しません。また、児童を対象とした講座は、「お子さま自身の意思で参加できる範囲での受講料 (=無料 or おこずかいの範囲で)」と考えております。

エ PR方法と広報能力の充実

企画した自主事業を区民の皆様にあまねく広報することも重要な責務です。私達はあらゆる広報媒体を常に研究し、可能な限り広報活動につなげています。また、世代によって異なる情報の収集方法を把握し、あらゆる世代に伝達できる広報を研究します。

オ 身につけた知識を社会に役立てる、活動の場を提供する

～より有意義な社会活動への展開

私たちは自主事業受講者様のアフターケアといたしまして、単に事後サークルに結ぶことに止まらず、「さらに生涯学習につながる講座にするためには?」「身につけた知識を社会に役立てることで自己の価値を高めてゆくためには」と考え、実践してまいりました。私たちが行う自主事業は、楽しく学べる場を作ることともに、その学んだ知識を社会に還元できる活動の場を提供することまでが責務と考えます。そのことによって、受講者の皆様に「学び続けるほどに豊かな心になってゆく自分自身を楽しんでいただく」…それが自主事業究極の目的であると考えます。

施設の維持管理計画

法定点検・特記仕様書の遵守 … 常に安全に、常に清潔に

建物・設備の保守管理等のため、「建物設備管理計画」を策定し、法定事項及び市の指導を遵守いたします。さらに、建物・設備等は、技術職員の採用や育成を含め、日頃から職員スタッフが館内の点検や日常清掃の際に行うことによって、早期発見・早期修繕に努めます。

西谷地区センター 建物設備管理計画表

項目	業 務	年回数
電気・ 機械設備	設備総合巡視点検	12
	自家用電気工作物定期点検（巡視点検）	6
	自家用電気工作物定期点検（定期点検）	1
	空調機等保守点検	随時
建物等	消防用設備点検	2
	昇降機保守点検	4
	自動ドア点検	4
	機械警備点検	毎日

清掃等	床面定期清掃	2
	窓ガラス清掃	2
	カーペットジャンプクリーニング	1
	フローリング清掃	1
	料理室天井グリスフィルター清掃	2
	ファンコイルフィルター清掃	2
衛生管理	害虫駆除	2
	ウォータークーラー清掃・水質検査	1

清掃計画

日常清掃は、「日常清掃チェック表」に従って美化スタッフを中心に毎日3時間の清掃を行います。加えて、他のスタッフも2時間ごとに巡回し、館内の美化（特にトイレ）を実施することにより「いつもきれいな地区センター」を実現します。なお、当センターは民家7軒が直接隣接していますために施設内・敷地内の美化に止まらず、施設入口付近のゴミなどで近隣にご迷惑をかけませんようこまめに清掃し、植栽の枝や落葉もかかりませんよう常に手入れをいたします。

修繕計画

小さなほころびを早く発見し、早期に修繕しますが、施設長寿命化の鉄則ではありますが、適正な点検と修繕を行うためには経験と能力が必要であり、これは当法人が得意とすることの一つでもあります。小規模修繕は職員が迅速・適切に対応し、大規模修繕に及ぶことを予防します。

保安警備計画

清掃状況のチェックとあわせ、事故、犯罪を未然に防ぐため、スタッフが館内見回りを2時間ごとに実施します。また、閉館時の施設後は、機械警備により万全を期します。

個人情報保護等の体制と研修計画

当法人では、内閣府の通達及び横浜市条例に忠実に管理を行い、「情報公開規程」「個人情報保護方針」に従い、個人情報保護を厳守する規則の制定と十分な職員・スタッフ研修を実施します。

なお、当法人の個人情報保護体制の概要につきましては、次のとおりです。

- ①ご利用者の個人情報の収集は必要最小限にとどめ、収集する場合は必ず

	<p>事前に利用目的と利用範囲を明示し、それ以外の使用は決していたしません。</p> <p>②新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、入館者記入表に氏名と電話番号の記入をお願いしていますが、他の来館者に見られないよう隠し板をつけて、個人情報を守ります。</p> <p>③取得した個人情報は正確かつ安全に管理措置を講じます。個人データの漏洩や滅失を防ぐために、個人情報が含まれるファイル・書類は必ず施錠できる書庫に保管し、パソコンはパスワード設定と盗難防止の施錠をしています。また、個人情報の館外への持出しは禁止しています。個人情報の保管と廃棄はマニュアルで定め、明示した目的が終了しました際は速やかにシュレッダー処理します。</p> <p>(個人情報保護のための職員・スタッフ指導の徹底と研修)</p> <p>当法人では「個人情報取扱規程」「情報公開規程」「特定個人情報取扱規程」以外にも、マニュアル「地区センターにおける個人情報保護の留意点(具体例・事例集)」を作成し、法の理解とともに具体的な地区センター業務の中で個人情報を厳守することを目的として職員全員を対象とした研修を行っています。また、研修終了後に職員全員が自己責任の自覚を認識するよう「個人情報保護に関する誓約書」に署名し、さらには横浜市長あてに提出しています。なお、具体的な個人情報保護研修の概要は次のとおりです。</p> <p>○個人情報保護の必要性○法の概要○利用目的の特定○適正な取得と取得に際しての利用目的の通知等○正確性○安全管理措置○開示制限○第三者提供の禁止○苦情処理○業務に係わる具体的な留意点 ほか</p>			
財務	<p>事業計画書</p> <p>施設の維持管理計画に記載しているもので、対象年度に行う予定のもの</p> <p>当法人のボランティアネットワークと職員が生涯学習指導者として培ってきた技能を活かし、「お花の名所づくり事業」を展開します。具体的には、入口付近にウェルカムガーデン、裏庭には「あじさいガーデン」の造園、駐輪場前の庭には「地区センのお花畑♪」を造園し、当館のご利用者ばかりではなく、近隣にお住まいの方々にもお楽しみいただけますようにいたします。</p>			

収入計画の考え方

a 基本的な考え方

指定管理者制度が、「住民サービスの向上」と「経費の節減」を目的として導入された経緯を重視し、当法人としては、様々な取組みを創意工夫して収入の増加を図り、同時に法人自体の経営の安定も確保しながら、ご利用者に有効に還元することでより一層のサービスの向上を図ることを基本に収入計画を作成すべきであると考えます。

b 収入計画の特徴と独自性

当法人は、「区民を主体とした活力とふれあいのある快適な地域社会の実現に寄与することを目的とする公益団体」のため、協会の収入は横浜市から支払われる指定管理料と施設の利用料金が、法人全体の収入の非常に大きな割合を占めています。

このような観点からすれば、指定管理料をはじめ、指定管理者業務に付随して生じる利用料金収入、自動販売機収入等はいずれも貴重な財源となっています。殊に利用料金収入は、当法人の自助努力によって、本来の業務の中で法人全体の収入増加にもつながる途が開かれているという意味で重要であり、様々な創意工夫を傾注して増加を目指すべきと考えます。

さらに、自動販売機の設置につきましては、ご利用者にとっても好評であると同時に、貴重な収入源になります。

増収策

a 利用料金収入の増収策について

- 地域の新たな要望や潜在しているニーズの発掘や多様化し変化してゆくニーズを調査し、これらの様々なニーズに対応できますよう、各部屋を多目的に利用できるようにコーディネートし、利用料金の増収をはかります。特に新型コロナウイルス感染症拡大防止による利用制限で、カラオケサークルの工芸室利用が無くなったため、その空いたコマに個人の音楽活動や団体の音を発する利用（演劇など）を促進します。
- 自主事業を引き継いだ事後サークルについては、3か月間の優先予約を可能とし、継続的で円滑なサークル活動ができるよう支援し、さらに増収を試みます。また、アワーズなどの協力により新規サークルの立ち上げや会員の少なくなったサークルを「“サークル活動応援します”事業」により支援し、利用団体の減少の予防と新団体の増加を図ります。

	<p>b 自主事業収入について 当法人は利用料金収入が順調でありますために、「区民の皆様にも良質な自主事業に参加していただき、生涯楽しんでいただけることをみつけていただく機会を最大限に」という方針から受講料収入は材料費程度にとどめ、収益を目的とした講座は開催しません。特に児童を対象とした講座は、「おこずかいの範囲で」「常にお子さま自身の意思で参加できる受講料の範囲」と考えます。</p> <p>c 印刷費収入の増収策について 印刷機は利用団体ばかりではなく地域の皆様にもご使用いただき、地域活動を応援しますとともに増収を図ります。</p> <p>d 自動販売機収入の安定化 人気商品とご利用者へのモニタリング等により安定した販売実績を確保します。</p>			
	<p>支出計画</p> <p>a 経費の削減 新型コロナウイルス感染症拡大のため、今まで毎月1日開催していた団体利用抽選会を中止し、毎月1～14日の間で電話及び窓口で団体利用エントリーを行い、15日に抽選を行う方法に変更することにより、人件費の効率化を図ります。また、消耗品の購入は、必要最小限の購入にとどめ、在庫管理を行います。利用人数の減少に伴い、利用者の利用エリアに応じた照明と空調の作動を行い、光熱水費の使用量を抑制します。</p> <p>b 法人のスケールメリットを活かす経費削減 法人本部の役割を果たしている事務局が一括発注、契約等を行うことで、通常よりも安い価額で目的を実現し、経費の削減につなげます。</p>			
	<p>ニーズ対応費の使途（地区センターのみ）</p> <p>当法人では利用料金の3分の1を利用者ニーズ対応費に充当し、使途について利用者アンケートや声のポスト、利用者会議等によりご意見を伺ったうえで、全てのご利用者に最も有益な活用方法を採択いたします。</p>			

<p>その他 (上記4つの視点以外の項目があれば追記)</p>	<p>・目標設定の視点に基づく目標を記載 利用料金収入年間306万円以上を目標とします。</p>			
<p>利用者等の意見</p>	<p>利用者等の意見の把握方法 主な意見、要望</p> <p>当法人ではご利用者の声を反映しますために、「声のポスト」「利用者アンケート」「利用者会議」「ご利用時の聞き取り」「地区センター委員会」「スタッフの情報収集」「地域の調査」のほか、窓口でいつでもご意見を伺える体制をとるなどの多様な手段を用いて地域の皆様やご利用者の意見をまとめてニーズを的確・綿密に把握したうえで毎年の事業計画を立案し、利用者会議において「公平性・公益性・効率性」の観点から利用団体の代表者様に審議いただき、地域の代表者からなる地区センター委員会で決議いただくという運営方法をとります。またそのほか、自治会、地区社協などの定例会に積極的に参加して地域の情報やニーズを収集し、さらに地区センターがどのように協力できるか情報を提供することにより、地域活動と相乗効果を上げる協力体制を増進します。また、ご利用者の苦情に関しましても、館内に苦情対応方法を明示し、常時苦情担当者を置き窓口にて即応できる体制をとります。</p>			

《自己評価》

- A：計画、目標を上回って実施
- B：計画、目標を保持して実施
- C：計画、目標を下回って実施

※「利用者等の意見」は、計画内容及び運営目標欄に利用者等から寄せられた意見・要望を、計画内容及び運営目標に対する実績・今後の取組（改善計画）欄に意見等に対する対応を記載